（当事者等からの情報提供請求等）

第五十八条　厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定により第四号厚生年金被保険者期間について情報提供請求（厚生年金保険法施行規則第七十八条の三第三項に規定する情報提供請求をいう。以下この条において同じ。）をする当事者（以下この条において「情報提供請求当事者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　本人確認番号

三　［略］

四　次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからヘまでに定める事項

イ～ホ　［略］

ヘ　情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項ただし書に規定する第三号被保険者であつた期間があると認められる場合　当該第三号被保険者並びにその者の配偶者の氏名、生年月日及び本人確認番号

五　［略］

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　情報提供請求当事者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～四　［略］

３～７　［略］

（離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第五十九条　厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。以下この条から第六十五条までにおいて「離婚時みなし第四号被保険者期間」という。）を有する者（第四号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び本人確認番号を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

２～４　［略］

（みなし加入者原票）

第六十条　事業団は、離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者ごとに、みなし加入者原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

一　離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［略］

（離婚時みなし被保険者期間に係る記録）

第六十一条　離婚時みなし第四号被保険者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条のみなし加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の七に規定する主務省令で定める事項は、離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の基礎年金番号及び生年月日とする。

（被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第六十三条　厚生年金保険法第七十八条の十四第四項の規定により第四号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下この条から第六十五条までにおいて「被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間」という。）を有する者（第四号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び本人確認番号を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

２～４　［略］

（当事者等からの情報提供請求等）

第五十八条　厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定により第四号厚生年金被保険者期間について情報提供請求（厚生年金保険法施行規則第七十八条の三第三項に規定する情報提供請求をいう。以下この条において同じ。）をする当事者（以下この条において「情報提供請求当事者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［同上］

二　基礎年金番号

三　［同上］

四　次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからヘまでに定める事項

イ～ホ　［同上］

ヘ　情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項ただし書に規定する第三号被保険者であつた期間があると認められる場合　当該第三号被保険者並びにその者の配偶者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

五　［同上］

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　情報提供請求当事者の基礎年金番号（個人番号を除く。）を明らかにすることができる書類

二～四　［同上］

３～７　［同上］

（離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第五十九条　厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。以下この条から第六十五条までにおいて「離婚時みなし第四号被保険者期間」という。）を有する者（第四号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

２～４　［同上］

（みなし加入者原票）

第六十条　事業団は、離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者ごとに、みなし加入者原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

一　離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号（個人番号を除く。）

二～四　［同上］

（離婚時みなし被保険者期間に係る記録）

第六十一条　離婚時みなし第四号被保険者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条のみなし加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の七に規定する主務省令で定める事項は、離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の基礎年金番号（個人番号を除く。）及び生年月日とする。

（被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第六十三条　厚生年金保険法第七十八条の十四第四項の規定により第四号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下この条から第六十五条までにおいて「被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間」という。）を有する者（第四号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

２～４　［同上］